

平成27年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月19日（金） 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（2人）

委員	7番	南郷隆一郎
委員	11番	本江武

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第9号 農業振興地域内農用地区域除外について
	議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第11号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について
	報告第12号 農業委員の辞任の同意について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
	報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 15:00 事務局長	ただ今から、平成27年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は2名欠席ですが、定足数に達していますので、総会は成立します。 それでは、平井会長より会務報告をお願いします。
会長	それでは、前回総会から昨日までの会務報告を行います。 5/18 国営沖永良部土地改良事業促進協議会 5/20 農業委員会会長・局長会議 5/25 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会監査 5/29 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会総会 6/2 知名町畜産振興会総会 6/4 農業青年新規就農者励ましの会 6/9 鹿児島県農業者年金協議会総会 6/14 知名町農業者年金受給者会 6/16 沖永良部地区土地改良区役員会
議長	これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番伊東委員、6番川畑委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。

	<p>【議案第8号について朗読】</p> <p>議案第8号は、売買2件、贈与4件、となっています。</p> <p>1番1 田皆字真加屋〇〇番地の5,685㎡です。 贈与となっています。</p> <p>2番1 竿津字田瀬喜名〇〇番地の1,180㎡です。 売買となっています。</p> <p>3番1 芦清良字西門〇〇番地の1,598㎡です。 贈与となっています。</p> <p>4番1～6 赤嶺字阿田〇〇番地外5筆の合計11,386㎡です。 贈与となっています。</p> <p>5番1～2 知名字後当〇〇番地外1筆の合計3,720㎡です。 売買となっています。</p> <p>6番1～2 瀬利覚字上田水〇〇番地外1筆の1,866㎡です。 贈与となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親同士が兄弟であります。〇〇さんは旦那の〇〇さんが認定農業者で、サトウキビとバレイショを作っております。そちらの畑に関しては、半分は春植えが植えてあり、残り半分はバレイショ植え付け予定です。農地の集団化や農作業の効率化又は地域における農業の取り組みを阻害する恐れはあ</p>

	<p>りませんので、ご審議をよろしく申し上げます。補足で農作業機器等はすべて揃っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
1 2 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。元々その土地はですね〇〇さんの親父の時代に〇〇さんが買ったそうです。〇〇さんは、サトウキビ、バレイショを作っております。農業機械類は揃っておりますので、ご審議のほう、よろしく申し上げます。</p>
1 6 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の兄弟になります。〇〇さんは以前から農業を中心にやっています。地域の活動もやっています。その場所は芦清良字のほぼ中心にあるんですが、周囲に迷惑のかからないように農業を以前からその場所を借りてやっています。今回無償で提供ということですので、支障はないと思います。以上です。</p>
1 2 番委員	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは現在〇〇病院で看護婦をしています。旦那さんがサトウキビ、バレイショそれと、農業機械類は揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんは〇〇ファーム、バレイショの買い取り業者をしながら親子でバレイショを作っています。農機具等については親の〇〇さんがすべて持っていますので、一緒にやるということでした。対価は50万円と安いですけれども、聞いたところ、〇〇番地の2の南側は崖になっていまして、それが一度崩れた時に、その費用を〇〇さんが払えないということで、〇〇さんがその費用を負担して、それと一緒に売買ということで上がって、その残りが50万という対価になっています。現地の方も確認したんですけども、地域における農業の取り組みを阻害する恐れ等もございません。今、現在ロータリーで畑をさしかえている。バレイショの植え付け準備をするという感じでありましたので、問題ないと思いましたので、皆様の</p>

	ご審議をよろしく申し上げます。
18番委員	<p>6番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇は親子で、2番委員が言われたとおりですね、〇〇ファームでジャガイモを買い付けしながら、バレイショを中心に頑張っている親子でございます。圃場は見ますと、〇〇番地の1の方はロータリーをしてあるんですけど、まだ〇〇番地の3の方はロータリーをする前の段階で、残っております。バレイショを中心に、親子で頑張っております。機械類は、〇〇が持っています。審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、有難うございます。</p> <p>ただ今、事務局及び地区担当委員の説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
8番委員	<p>確認ですけど、売買とか贈与は面積は50アールを満たすことでオッケーですよ。</p> <p>現在のところ〇〇さんは、経営面積ゼロなので、これを贈与と売買を受けることによって、50アールを満たすということで、許可ができる。</p>
事務局	<p>5番と6番を同時に申請されていることによって、5反要件を満たしていることで、今回申請を受け付けを行っています。</p>
議長	<p>他に、よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>それではただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p>

議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の件に対しましては許可決定いたします。								
議長	それでは議題事項2番(9号)は後に回したいと思いますので、よろしく願いいたします。								
議長	議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明及び朗読をお願いいたします。								
事務局	<p>こちらの方は、追認申請となっています。</p> <p>【議案第10号について朗読】</p> <p>申請人(譲受人) 兵庫県三田市つつじが丘〇〇番地 〇〇氏</p> <p>(譲渡人) 知名町正名〇〇番地 〇〇氏</p> <p>土地の表示 大島郡知名町大字大津勘〇〇番地 280㎡</p> <p>事業計画</p> <table data-bbox="550 1590 973 1758"> <tr> <td>一般住宅</td> <td>131.87㎡</td> </tr> <tr> <td>車庫、物置3棟</td> <td>40.80㎡</td> </tr> <tr> <td>テラス、駐車場</td> <td>83.97㎡</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>256.64㎡</td> </tr> </table> <p>航空写真の青の部分は、平成10年に転用許可は申請が済んでいます。今回赤線の方にはみ出していたので追認申請。</p>	一般住宅	131.87㎡	車庫、物置3棟	40.80㎡	テラス、駐車場	83.97㎡	計	256.64㎡
一般住宅	131.87㎡								
車庫、物置3棟	40.80㎡								
テラス、駐車場	83.97㎡								
計	256.64㎡								

議長	ただ今の、説明に対して、5番委員からの補足説明はございませんか。
5番委員	〇〇さんはご主人が亡くなってからもずっと住んでいたんですけども、2、3年前に娘の所に引き上げて行って、土地建物を売却するというので、出していたんですが、今回売れたということで、名義変更しようとしたら地目も名義も〇〇さんの物になっていたということで、申請したそうです。
議長	はい、ただ今の事務局の説明に対して皆さんのほうから質問等ございませんか。
議長	よろしいですか。（はいの声あり）
議長	そしたら、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)
議長	はいありがとうございます。 全員が賛成ですので、ただ今の原案に対しては、許可決定いたします。
議長	それでは、議案第11号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第11号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、ご説明いたします。

事務局	<p>【議案第11号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1～2 屋子母字泊り原〇〇番地外1筆 合計1,775㎡</p> <p>賃貸借 2年の新規設定となっています。</p> <p>2番1 屋者字コレヒン田〇〇番地 845㎡</p> <p>使用貸借 10年の新規設定となっています。</p> <p>3番1～4 黒貫字雷鳴堂〇〇番地外3筆 合計5,218㎡</p> <p>賃貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>4番1 瀬利覚字平窪〇〇番地 2,659㎡</p> <p>使用貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんについては、〇〇さんの知人の紹介みたいで、〇〇さんに貸すということでした。〇〇さんについては前からバレイショを植えているということで、機械等も全部準備されているということでした。地域における農業を阻害する恐れはありませんので、よろしく審議をお願いします。</p>
16番委員	<p>2番説明</p> <p>コレヒン田、これは屋者に位置しますが、〇〇さんの自宅を</p>

	<p>訪ねて概要を確認してきました。利用権を設定する人の〇〇さんは、弟に当たります。島では農業はしていないんだけど、親から財産分けしたものを、長男が今まではみなし耕作をしておりました。今回こういう形で利用権設定を、改めてさせて頂きました。いま、〇〇での申請ですのでよろしくお願いします。</p>
18番委員	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人関係でございます。平窪の圃場はですね、〇〇さんの兄貴が一時的にバナナを植えてあったんですが、耕作放棄地の指定を受けてありまして、どうにかできないかと相談したらところですね、最初は別の人が借りる予定でしたけど、別の人は農業委員会を通さないという流れの中から、〇〇さんが通してもいいと、使用貸借を結んでですね、〇〇さんがちゃんと畑を開けるといふ、条件をもらってこういう形で貸すことになっております。機械類は全部持っていますし、荒地が解消されるのかなという考えを持っていますので、審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、1番2番4番について、質問等ございましたら。</p>
議長	<p>よろしいですか。（はいの声あり） そしたら1番2番4番について、賛成の方は挙手でお願いします。</p>
議長	<p>それでは、1番2番4番については許可決定いたします。</p>

議長	<p>それでは、3番については、17番委員が利用権の設定を受ける者と同一世帯のため、議事参与の制限にあたりますので、17番委員退席をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、3番について補足説明をお願いします。</p>
18番委員	<p>〇〇さんは、17番委員の次男であります。 牛を専門にしています。機械は全部揃っていますし、畑は再認定ですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局及び18番委員から説明がありましたが、聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり) そしたら賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、原案を許可決定いたします。</p>
議長	<p>17番委員入室をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明及び朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>【報告第2号について朗読】</p> <p>農地法3条及び基盤強化法に基づく利用権設定の合意解約について申し出がありましたので、報告させていただきます。</p> <p>合意解約 13件</p> <table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>3,613㎡</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>687㎡</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>5,881㎡</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>2,279㎡</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>瀬利覚字麦屋〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>1,434㎡</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>瀬利覚字木正〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>558㎡</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>2,504㎡</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>8,026㎡</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>958㎡</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>1,025㎡</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約</td> <td>5,619㎡</td> </tr> </table>	1番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	3,613㎡	2番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	687㎡	3番	黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約	5,881㎡	4番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	2,279㎡	5番	瀬利覚字麦屋〇〇番地 借り人希望のため解約	1,434㎡	6番	瀬利覚字木正〇〇番地 借り人希望のため解約	558㎡	7番	黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約	2,504㎡	8番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	8,026㎡	9番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	958㎡	10番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	1,025㎡	11番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	5,619㎡
1番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	3,613㎡																																
2番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	687㎡																																
3番	黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約	5,881㎡																																
4番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	2,279㎡																																
5番	瀬利覚字麦屋〇〇番地 借り人希望のため解約	1,434㎡																																
6番	瀬利覚字木正〇〇番地 借り人希望のため解約	558㎡																																
7番	黒貫字喜昌〇〇番地 借り人希望のため解約	2,504㎡																																
8番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	8,026㎡																																
9番	瀬利覚字上山田〇〇番地 借り人希望のため解約	958㎡																																
10番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	1,025㎡																																
11番	瀬利覚字スマン辻〇〇番地 借り人希望のため解約	5,619㎡																																

	<p>1 2 番 芦清良字ハサマ〇〇番地 1,006㎡ 貸し人希望のため解約</p> <p>1 3 番 竿津字田瀬喜名〇〇番地 1,180㎡ 他者へ売買のため解約 農地法3条で申請が上がっています</p>
議長	ただ今の事務局の報告に対し、聞きたいことはございませんか。
1 8 番委員	〇〇組合は山の畑は返すのかな。
事務局	返すところはあるんですが、今回解約したところは返すところ です。規模の方は縮小するみたいなんですけど、使う必要がある 畑については、まだ借りるということです。苗の供給に使える分 だけは残して、残りは返していくという計画になっています。
1 8 番委員	〇〇番地の〇〇の畑が2箇所あるんだけど、そこに4箇所5箇 所位あって、3人位の人が入っているわけよな、現在一括で〇 〇組合が一つにして使っているわけよな、この2つを分けにやい かん、上と下と、真ん中を残すから、こういう場合どうなるかと 疑問に思うから聞いたのよ。麦屋の圃場がな。
事務局	〇〇組合は基本的には、戻す時には杭を打つということを聞 いている。又、この件については、話の後に共通認識を持とうと いうことで、後で話をしましょう。
議長	ほかにございませんか。 よろしいですか。(はいの声あり) ありがとうございます。

議長	<p>それでは報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第3号について朗読】</p> <p>相続 4件 全筆あっせん希望なし</p> <p>1番 住吉字永田〇〇番地外2筆 合計8,228㎡ 〇〇さんから〇〇さんへの相続です。</p> <p>2番1～14 住吉字陣當〇〇番地外13筆 合計32,797㎡ 〇〇さんから〇〇さんへの相続です。</p> <p>3番1～4 竿津字嘉與田〇〇番地外3筆 合計7,208㎡ 〇〇さんから〇〇さんへの相続です。</p> <p>4番1～9 住吉字大籠俣〇〇番地外8筆 合計10,200㎡ 〇〇さんから〇〇さんへの相続です。</p>
議長	<p>はい、ただいまの件に対して聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。(はいの声あり) ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは議案第12号農業委員の辞任の同意について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第12号について朗読】</p> <p>7番委員から一身上の都合により、農業委員の職を辞任したい旨の申し出があったので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員の同意を求めます。</p>

事務局	<p>辞任理由</p> <p>両親の介護と持病により、体力的に農業委員としての職を全うすることが、困難になったためとなっております。</p> <p>尚、参考までに法律第16条</p> <p>委員又は会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることとなっております。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明がございましたが、皆さんの意見がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>私の方から、補足説明をします。7番委員については、5月の20日前後だと思うんですけど、〇〇区長から、7番委員がやめたいということで連絡がありました。聞くと両親を介護しているということでした。継続は困難ということで、字としても責任があるので説得しているとのことでした。</p> <p>その後、5月26日に7番委員から電話があり、局長一人に話がしたいとの事で、7番委員の自宅に相談に行きました。親父さんはベットに寝ていて、おふくろさんも介護しているとの事でした。</p> <p>本人は腰痛のため足がシビレ動くのがきついということで、6月1日から娘を頼って島外の病院に行くとの事でした。心身共に疲労しているようでしたので、正当な理由があれば方法はあるからと話をし、診断書とかあれば下さいとお願いしてありました。そうこうしている間に本人が帰省しているとのことで、6月11日に本人に会いに行き説得しましたが、本人の意思も固く辞職願と、理由書を提出して頂きました。</p>
議長	<p>皆さんの同意が必要ですが、どうですかね。</p>

1 4 番委員	家庭の事情だったら仕方ないんじゃないか。
1 2 番委員	これは議会推薦ね。
事務局	公選、選挙委員です。
事務局	選挙委員については、5分の2、4名を超えるに至った時に補欠選挙が行われ、以下の場合選挙は行わない。補充はしないこととなります。
議長	辞任させることで、よろしいですか。（はいの声あり） 辞任することに賛成の方は挙手でお願いします。 （挙手全員）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、7番委員の辞任を許可します。
議長	それでは議案第9号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	【議案第9号について朗読】 こちらについては、先月保留になった案件です。 申請人（譲受人） 和泊町手々知名〇〇番地 株〇〇 代表取締役〇〇氏

	<p>土地の表示 大島郡知名町大字屋子母〇〇番地 雑種地 12,238㎡</p> <p>事業計画 産業廃棄物処理場（中間処理施設）</p> <p>施設の概要 事務所 16㎡ 計量機 20㎡ 沈砂池（深さ3m）40㎡</p> <p>作業場 4,964.29㎡ 産業廃棄物置場（処理前）587.6㎡</p> <p>処理後製品置場 436㎡ 車道及び法面 6,174.11㎡ 合計 12,238㎡</p> <p>農振除外と意見書の基本的な考え方について補足説明 産業廃棄物許可関係について説明</p>
議長	<p>ただ今、事務局の方から説明がありましたが、地区担当委員の3番委員から地区の状況説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>この前の農業委員会の総会は、保留ということで返しましたので、一応、字の方に持ち返って字の総会等の後に座談会を持ちまして、字の方々にどういったものかということですね、調査の方は区長さんから説明をしまして、字の方は産業廃棄物ということで反対だということで、どうにかしなければならないということで、反対の意見が多く出されました。そういった状況ですね、字としても反対であるということで一応決定をしています。</p>
議長	<p>そしたら、事務局及び3番委員から話がありましたが、皆さんからの意見及び質問等がございましたら。</p>

1 6 番委員	<p>この件は、前回総会の後にも気になってですよ、町議の方2名にこの点についてどう思いますかと、非公式に聞いたことがあります。一つの意見として農業委員が農振除外を承認すれば、これは一つの大きなゴーサインが出たのと一緒だと。そして後は、町としては地域住民の反対がなければ多分、町議のほうもあえて反対することはないだろうと。しかしながら、将来この産業廃棄物が仮に何らかの理由で廃業になった場合、その廃棄物が何らかの処分はその人の手で行うのか、時と場合によっては、その字もしくは町がやるのか、その辺まで底辺まで掘り下げて考えていく必要があるんじゃないか、というような意見でした。農振除外するのは簡単に手を挙げれば済むことだと思っています。あとは県のほうでは、要は、申請が上がったとしてもテーブルの上でしか多分見ないだろうし、本当は地元の、しいていえば屋子母の住民の皆さんの過半数の賛成があれば、すみやかに僕なんかは除外、承認してもいいんじゃないかなと、僕はそう思います。今回3番委員からの報告の中では、反対の意見があるということでした。ちなみに芦清良の山の上でも碎石の問題がありました。水脈が変わったというようなことで芦清良の字民は認識して、それは直ちに中止をさせようと、住民運動がありました。こういう経緯も過去にはあったということを申しておきます。以上です。</p>
議長	はい、どうしたらよろしいですかね。皆さん
事務局	<p>事務局から、一点補足説明をいたします。</p> <p>事前協議の中で説明会の開催とかがありますが、まず事前協議書というのが県から町の方に出されます。その事前協議書を町が見て県と協議しながらなんですけど、説明会の対象者とか説明会を開催すべきかについて判断するみたいなんです。それで、必要と判断された場合は株式会社〇〇の業者さんのほうが地域住民に対して、説明会を開催することとなっております。</p>

16番委員	<p>現地は確認しました。もう既に工事的には着工は流れていますよね。事務所とか設置されて、搬入する場所も造って、台地として整地されているわけですよ。すでに、着工してスタートしているのよね。本来、地元の農業委員がオッケーを出せば県はオッケーするものなのか、県がオッケーして地元で説明会して住民がオッケーすれば私たちは農業委員会として承認する過程を踏むのか、その辺を説明してもらわないと、いまのところ僕なんかのサインを出せば、町議の人たちはね、それは一つのゴーサインになるよと、そんな言い方をするもんだから、事は重要だよというんです。責任は私たちにくるよというんです。その辺を具体的にしてもらえないかな。判断は、すでに着工しておいてあるんだから、いますぐゴーサイン出す必要はないと思う。県の方と、もう少し段階のことを確認すべきではないかなと思う。</p>
事務局	<p>農振除外というのは町が行うことになっておりまして、手続きの中で農業委員会から意見を聞くということになっております。</p> <p>それで、農業委員会の意見として必要なのは、農用地の集団化とか、農作業の効率化とか、土地の総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるかないか、その観点から意見を述べてもらうことが必要となっています。その後、こちらが町の総合意見を県の大島支庁の農振除外の担当の部署に送りまして、県の同意があれば農振除外となるんですけど、その産業廃棄物処理施設の事前協議とか許可申請のからみとかはですね、ある段階からですね、農振除外がないと、それから先には進めないということになっているみたいなんですよね。農振除外があって初めて説明会の開催とかができるみたいで、まずは、手続き的には農業上の利用を図るべき必要がないと判断したら、農振除外をして、県のほうで手続きを進めてもらうということになります。</p>
16番委員	<p>結局、農業委員会に判断をまかすのと一緒だよ。</p>

事務局	<p>農業委員会の意見としては周りに影響がないかどうかですね。町が、大島支庁にあげる意見の中で、町の総合意見を書きますので。農業委員会の人が必要を負う必要はないと思います。外から攻められるといたら、農業委員さんよりも事務局の方が、町ですので攻められるべき立場ですね。</p>
1 4 番委員	<p>もし、農振除外を認められないということで農業委員会が決定して、株式会社〇〇が損害賠償を求めた場合に、われわれの責任はどうなるのか。</p>
1 6 番委員	<p>私たちが、指定したわけではないわけだから、あくまでも自分たちは一農業委員で、農業委員会の意見だから、それは強制力はあるわけないんだから。</p>
事務局	<p>農業委員として、法にそって間違いない判断をしないと、ただだめですではだめで、理由をつけないとできません。</p>
1 7 番委員	<p>畑には害はないでしょう。近くの畑に。</p>
事務局	<p>ただ、粉じんの場合は、地下水を掘って水をかけるということで、耕地課サイドの審議会では書類は不備だったらしいけども、ある程度、許可の方向に進んでいるという話はしているんだけども。はっきりはしないしね、まだ、最終書類が出てこないと言ったね。</p>

事務局	<p>あの、この申請地で地下水を汲みあげて水を使うみたいなんですけど、地下水の汲みあげについては、耕地課が担当なんですけど、協議会の承認が必要で、会を持って許可する方向で考えているみたいです。申請書の書類の不備があったみたいで、再提出をお願いしているところみたいです。</p>
事務局	<p>ただ、あそこはいつでも下流域に影響を及ぼすとか、恐れがあったらストップをかけられる。ただ、ストップはかけられはするが、本当にどうして止めるかが、いざ営業しているのに途中で止めさせるちゅうことが、はたして簡単にできるものかな。</p>
事務局	<p>雨が降っている時に、〇〇と見に行っただけ。県道の沈砂池には流れてなかったんだけど、ただ赤土を置いてあって赤土から、赤い水が流れてくるのは見えた。向こうの〇〇さんのところも碎石を砕いた色がちょっと見えたんだけど、ただ途中で地下に浸透している状況。</p>
議長	<p>どうですかね。</p>
16番委員	<p>この書類を見ると、あくまでも農業委員会はこんな意見でしたよと、それを参考にして町長が判断するわけだから、わたしたちはこういう意見ですよと、すべて意見は言っているんじゃないか。</p>
事務局	<p>だから、〇〇に言ったのは、第1案第2案と皆さんが納得いく意見書を、こういう意見書だったら可能ですか、というのを作ってくれと言ってありますので、ちょっと聞いてもらえますか。</p>

16番委員	ゴーサインを出さずに、意見は出していいんだから。
事務局	皆さんが修正してくれと言えば修正するし。納得いく意見では上げてという気はするんだけど。
16番委員	わたしも、ただ一つだけですよ、地元の合意形成が、過半数の合意形成があれば、それに反対する必要はないんですよ。
事務局	オッケーですよ。ただそれが無いからですよ。それでは、とりあえず、一つの案として聞いてください。まずいときは言ってくださいね。
事務局	1案しか作ってないんですけど、配った一枚紙に基づく意見の内容なんですけど、読み上げますね。 「 意見書内容省略 」
事務局	そういう意見でよろしかったら、皆さんの意見として一筆添えて出すという形はできますけど。それ以上こちらでは、判断できない状況であるので。
議長	いま、〇〇君が読み上げましたが、この方法でよろしいですかね。（はいの声あり）
事務局	農業委員としては、認めたわけではないんだと、法的には断る理由はないので、あとは、産業廃棄物とかそういう皆さんの責任でという意味にとらえられるんだけど。
16番委員	僕はいと思います。

事務局	この案件については、特定事案と言いまして、こっちが大島支庁に上げたら、大島支庁から産業廃棄物担当課に確認をするみたいですよ。という案件になっています。
議長	よろしいですか。農業委員としての意見はこうですよということでもよろしいですかね。（はいの声あり）
議長	今の〇〇君から説明がありましたが、意見の提出についてはよろしいですか。（はいの声あり）
議長	それではその他について、何かございましたらお願いします。
事務局	次回総会 平成27年7月21日（火）午後1時30分より
事務局	(1) 7番委員の後任（担当）の件 (2) 大山圃場の合意解約した土地の件（今後の対応）
議長	以上で、平成27年度第3回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年6月19日

議 長 平 井 久 元

署名委員 伊 東 里 美

署名委員 川 畑 伸 之